

## 装置型式指定規則

### 1. 案内情報

- ①手続き名 : 指定を受けた装置の型式と同一と認められる型式についての指定申請
- ②手続根拠 : 装置型式指定規則第4条の2
- ③手続対象者 : 指定を受けた特定装置の製作者等
- ④提出時期 : 指定を受けた装置の型式と同一と認められる型式について指定を申請するとき。
- ⑤提出方法 : 申請書様式に必要事項を記載のうえ、国土交通省自動車局審査・リコール課へ提出してください。
- ⑥手数料 : 装置1型式につき 国 5万円 機構 省令に定める額
- ⑦添付書類 : 下記の提出先へお問い合わせください。
- ⑧申請書様式 : 装置型式指定規則第4条の2（第1号様式の2）
- ⑨記載要領・記載例 : 下記の相談窓口へお問い合わせください。

### 2. 窓口相談

- ①提出先 : 国土交通省自動車局審査・リコール課  
TEL 03-5253-8111（内線42-313）  
FAX 03-5253-1640
- ②受付窓口 : 提出先へお問い合わせください。
- ③相談窓口 : 提出先へお問い合わせください。

### 3. 手続情報

- ①審査基準 : 提出先へお問い合わせください。
- ②標準処理期間 : 受付日から60日
- ③不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)